

令和6年9月2日長崎市選挙管理委員会 会議録

- 1 会議日時 令和6年9月2日（月） 15時50分から16時37分まで
- 2 会議場所 長崎市役所16階 監査員室
- 3 出席委員 國弘達夫委員長、奥村修計委員、西田実伸委員、岩田純一委員
- 4 議事件名

第45号議案 選挙人名簿の抹消について（死亡）

第46号議案 選挙人名簿の抹消について（転出後4箇月経過）

第47号議案 選挙人名簿の登録について

第48号議案 直接請求に必要な選挙権を有する者の数について

第49号議案 在外選挙人名簿の抹消について（4箇月経過）

第50号議案 裁判員候補者予定者及び検察審査員候補者予定者の名簿調製について

第51号議案 長崎市議会議員一般選挙における選挙運動に関する支報告書の要旨の一部訂正について
- 5 審議経過 以下のとおり（要点記録）

委員長	【15：50開会】 ただいまから、選挙管理委員会を開催する。
事務局	【第45号議案】選挙人名簿の抹消について（死亡） 公職選挙法第28条第1号の規定により、選挙人名簿に登録されている者のうち、531人については、死亡が確認されたので、選挙人名簿から抹消する。 抹消者（男 271人 女 260人 計 531人）
委員長	原案どおりとしてよいか。 異議なし。 （第45号議案可決）
事務局	【第46号議案】選挙人名簿の抹消について（転出後4箇月経過） 公職選挙法第28条第2号の規定により、選挙人名簿に登録されている者のうち、1,449人については、本市の区域内に住所を有しなくなった日後4箇月を経過したことが確認されたので、選挙人名簿から抹消する。 抹消者（男 755人 女 694人 計 1,449人）
委員長	原案どおりとしてよいか。 異議なし。 （第46号議案可決）
事務局	【第47号議案】選挙人名簿の登録について 公職選挙法第21条第1項又は第2項の規定により、選挙人名簿への登録資格を有する者については、同法第22条第1項の規定により、令和6年9月1日現在において、選挙人名簿に登録される資格を有する5,165人に

委員長	について、令和6年9月2日に選挙人名簿に登録する。 原案どおりとしてよいか。 異議なし。 (第47号議案可決)
事務局	【第48号議案】直接請求に必要な選挙権を有する者の数について 令和6年9月2日現在における直接請求に必要な選挙権を有する者の数は次のとおりとなるので、その旨を同日に告示する。 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 6, 716 2 選挙権を有する者の総数の6分の1の数 55, 960 3 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 111, 920
委員長	原案どおりとしてよいか。 異議なし。 (第48号議案可決)
事務局	【第49号議案】在外選挙人名簿の抹消について（4箇月経過） 公職選挙法第30条の11第2号の規定により、在外選挙人名簿に登録されている者のうち、3人については、国内の市町村に新たに住所が定められた日後4箇月を経過したことが確認されたので、在外選挙人名簿から抹消する。 抹消者（男 2人 女 1人 計 3人）
委員長	原案どおりとしてよいか。 異議なし。 (第49号議案可決)
事務局	【第50号議案】裁判員候補者予定者及び検察審査員候補者予定者の名簿調製について 令和7年度の裁判員候補者予定者名簿と検察審査員候補者予定者名簿を調製し、長崎地方裁判所と長崎検察審査会事務局にそれぞれ名簿を提出するために、最高裁判所より配付された名簿調製プログラムを使用することと定めたい。
委員長	原案どおりとしてよいか。 異議なし。 (第50号議案可決)
事務局	【第51号議案】長崎市議会議員一般選挙における選挙運動に関する 収支報告書の要旨の一部訂正について 令和5年4月23日執行の長崎市議会議員一般選挙において既に報告を受けていた収支報告書について、公職選挙法第189条の規定により竹田議員及び澤勢議員から訂正したい旨の収支及び支出の報告書を受理したので、選挙運動に関する収支報告書の要旨について一部訂正し、同法第192条の規定により令和6年9月2日に告示する。
委員長	原案としてよろしいか。 異議なし (第51号議案可決)

委 員 長	これをもって、選挙管理委員会を閉会する。 【 1 6 : 3 7 閉会】
-------	--